

令和6年亀岡市議会定例会12月議会
提 案 理 由 説 明 書

令和6年11月29日

本日ここに、議員各位の御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。
ます。

それでは、12月議会に提案いたしております議案につきまして、御説明を申し上げ、よろしく御審議をいただきたいと存じます。

第1号議案の一般会計補正予算は、37億9,300万円を追加し、予算総額を487億9,690万円とするものでございます。

その主な内容は、総務費におきましては、本年度も皆様から多大なる御寄附をいただいております「ふるさと力向上寄附金」につきまして、ポータルサイトの活用や本市の魅力あるふるさと産品を更にアピールするなど積極的に事業を推進することにより、寄附金の年間総額を当初の35億円から40億円に増額を見込み、当該寄附金を一旦、基金に積み立てる経費等を含めまして、ふるさと力向上経費に7億4,972万円を計上しております。

民生費におきましては、18歳までの医療費を無償化しております、子ども医療費助成経費をはじめ、障がい者福祉サービス事業経費や子ども・子育て支援給付経費などの扶助費において、今年度の所要額見込みの増加に伴う経費を計上しております。

衛生費におきましては、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する寄附金を市立病院にて活用するための経費を、病院事業会計繰出金に300万円を計上しております。

農林水産業費につきましては、有害鳥獣による農林作物被害の防止・軽減を図るために委託しております有害鳥獣の駆除について、例年以上に捕獲頭数が増えていることに伴う追加経費を、鳥獣対策事業経費に766万円を計上しております。また、本市の農業の更なる付加価値の向上に向けて、植物由来の食品であるプラントベースフードに着目し、食関連産業全体の活性化を目指すための経費を食農ブランド事業経費に計上しております。

商工費につきましては、企業立地を促進し、地域経済の活性化と雇用の拡大を図るための企業立地等奨励金について、今年度の所要額見込みの増加に伴う経費を、商工業振興対策経費に388万円を計上しております。

土木費におきましては、全国都市緑化フェア in 京都丹波の開催に向けて、会場の1つである亀岡運動公園の魅力を更に高めるための整備に要する経費を公園緑地整備事業費に6億100万円を計上し、また、亀岡運動公園のプールを改修し、市民利用の快適性や安全性の向上を図るための経費を、公園緑地管理経費に8,000万円を計上しております。

消防費におきましては、新たな防災拠点施設を整備することで、安全で安心な避難環境を確保するとともに、災害発生時における救助活動や災害復旧活動を迅速かつ効果的に支援するための重要な拠点とし、地域の防災力を向上させるための経費を含め、災害対策経費に15億457万円

を計上しております。

教育費におきましては、小学校給食について、高騰する給食原材料費等の支援を継続し、保護者負担額を増額することなく給食を提供するため、今年度の所要額見込みを追加の経費として、給食センター管理経費に645万円を計上しております。また、かめおか児童クラブについて、制度拡充に伴う入会児童数の増加などに対応し、児童の良好な保育環境を確保するための経費を、かめおか児童クラブ運営経費に1,746万円を計上しております。

詳細につきましては、それぞれの御審議をいただきます過程において御説明を申し上げますことといたしております。

これらの財源につきましては、国・府支出金、寄附金及び、ふるさと納税を原資とした、ふるさと力向上基金繰入金等の特定財源と地方特例交付金の一般財源で措置いたしております。

繰越明許費につきましては、バルーンフェスティバル開催に要する経費について、令和7年度へわたり事業を実施しようとするものでございます。

債務負担行為につきましては、公の施設の管理に係ります指定管理者の指定に係る経費や塵芥処理施設の管理運営に係ります経費など、計画的な事務執行を進める必要があるものについて、地方自治法第214条の規定により、予算に定めるものでございます。

第2号議案の介護保険事業特別会計補正予算は、居宅介護サービス給付経費等の増額に伴い、所要額2億9,527万円を追加するものでございます。

第3号議案の水道事業会計補正予算は、水質検査等の経費に係る債務負担行為につきまして、予算に定めるものでございます。

第4号議案の下水道事業会計補正予算は、年谷浄化センターの汚泥運搬等の経費に係る債務負担行為につきまして、予算に定めるものでございます。

第5号議案の病院事業会計補正予算は、まち・ひと・しごと創生寄附金の活用に係る経費について、300万円を追加するとともに、給食業務等の経費に係る債務負担行為につきまして、予算に定めるものでございます。

次に、第6号議案の職員等の旅費に関する条例の一部改正は、国家公務員等の旅費制度の見直しに準じ、社会情勢の変化に対応した事務を進め、適正な支出を図るための改正をしようとするものでございます。

第7号議案の交流会館条例の一部改正は、開館時間の変更及び休館日の設定に加えて、市外在住者の施設使用料の加算額を改正しようとするものでございます。

第8号議案は、乳幼児教育及び保育の質の向上と子どもの育ちに寄り添った支援を複数の機関が連携して提供するため、新たにかめおか乳幼

児教育センターを設置しようとするものでございます。

次に、第9号議案から第20号議案までの12議案は、それぞれの公の施設の管理に関しまして、指定管理者を指定しようとするものでございます。

第21号議案の財産の無償譲渡につきましては、きのこ生産施設及び乾燥ハウスについて、米の生産拡大と農業振興の拠点施設として、当該建物の有効利用を図るため、京都農業協同組合に無償譲渡しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして説明を終わります。

どうぞ慎重に御審議をいただきまして、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。